

兵庫県公報

令和4年5月6日 金曜日 第307号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 同上（同）	1
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	1
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	2
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	2

告 示

兵庫県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年5月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市深谷土地改良区	令和4年4月12日



兵庫県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和4年5月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市八多土地改良区	令和4年4月12日

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年5月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西治字市川端2番28、2番55から57
同 郡同 町西治字東新田34番3、34番6、34番7

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 大阪市淀川区新北野一丁目14番11号
 片山特殊工業株式会社 代表取締役 片山 常子
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和4年1月20日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-7-2号（3福崎）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表姫路市の項中

「

姫路市立図書館併設ネスパル安富ホール	姫路市安富町安志 1151
--------------------	---------------

」

を

「

姫路市立図書館併設ネスパル安富ホール	姫路市安富町安志 1151
姫路市文化コンベンションセンター（アクリエひめじ）大ホール	姫路市神屋町 143-2
姫路市文化コンベンションセンター（アクリエひめじ）中ホール	姫路市神屋町 143-2
姫路市北部市民センター	姫路市夢前町前之庄 2160

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第112号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年5月6日

兵庫県公安委員会
委員長 大内 ますみ

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
 ア 新規取得講習
 令和4年6月8日（水）から同月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和4年6月13日（月）から同月16日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和4年6月16日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で50人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年5月10日（火）から同月12日（木）までの間（午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年5月18日（水）から同月24日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166